

「2025 年日本国際博覧会 記念チケット発行業務」に係る企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の入場については電子チケットを導入することを予定しているが、希望する個人及び法人向けに物理的な記念チケットの製作を実施する。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、顧客満足度を確実に高めるサービスを提供する必要があることから、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 記念チケット発行業務

(1) 業務の趣旨・目的

協会では、万博の入場については、QRコードを認証方法とした電子チケットを導入することを予定しているが、法人及び団体向けの物理チケットニーズや、記念チケットを希望する方達への記念チケットニーズに対応も求められている。そこで、物理チケット、記念チケットの発行業務は、外部の事業者へ業務委託することで、来場者の快適性や利便性の向上、チケットの販売の多様化に応えることにしたので、今般、そのための事業者を公募する。

なお、物理チケット、記念チケットの発行は、協会を介することなく、利用者と受託者との間の直接取引を想定しており、発行価格は利用者が受託者との間で決済するものとし、受託者は、協会に対し、ロイヤリティ等を支払う事業モデルを想定している。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

※ただし、「仕様書」は協会に秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）を提出した者に開示する。

2 スケジュール

2023年1月31日（火）	公募開始・質問受付開始
2023年2月7日（火）	質問締切
2023年2月14日（火）まで	質問回答
2023年2月28日（火）	提案書類提出締切
2023年3月中旬（予定）	選定委員会・プレゼンテーション
2023年3月中旬（予定）	審査結果の公表
2023年3月下旬（予定）	契約締結
2025年10月31日（火）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(5)、(6)は共同企業体として有していればよい。)なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 企画・販売する商品について、過去に同様又はそれに類する商品の販売実績を有していること。

(6) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）

イ プライバシーマーク（JIS Q 15001）

(7) 応募前に協会に秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）を提出していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2023年1月31日（火）から2023年2月28日（火）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

※仕様書は秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）提出後に電子メールで配布。

ウ 受付期間

2023年1月31日（火）から2023年2月28日（火）まで

エ 提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事務局 入場券部 入場券課

（担当：林）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

オ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納した PDF ファイル）は郵送により提出すること（持参による提出は不可）。2023 年 2 月 28 日（火）までの消印があるものを有効とする。併せて必ず受付期間中に電子メール（unei-ticket@expo2025.or.jp）で応募書類のデータを送信すること。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- (2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【仕様書開示に必要な書類】

ア 秘密保持誓約書（様式 1）

イ 参加資格確認申請書（様式 2）

※ア、イを提出した者に限り、仕様書を開示する。

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式 3：原本 1 部）

イ 提案書

①企画提案書（様式自由 A4 用紙 50 ページ以内（ただし、A3 用紙 1 ページは A4 用紙 2 ページ分としてカウントする）：原本 1 部、副本 10 部、副本の電子媒体）

②計画書（様式 4：原本 1 部、副本 10 部）

ウ 事業実績申告書（様式 5：原本 1 部、副本 10 部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 7：副本 1 部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式 8：原本 1 部）

カ 持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式 9：原本 1 部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）

ク ①法人登記簿謄本（1 部）

・ 法人の場合に提出すること。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 使用印鑑届（様式 10：原本 1 部）

シ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 1 1：原本 1 部）

ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 1 3：原本 1 部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ A4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）に格納した PDF ファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025 年日本国際博覧会 記念チケット発行業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2023 年 2 月 7 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：unei-ticket@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 記念チケット発行業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 1 2）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可。

※質問への回答は、メール送信により行う。

7 審査の方法

(1) 審査方法

(2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行う。各委員の採点を合計し、平均点を得点とする。選定委員会での採点を元に協会でも内容を確認し、最優秀提案事業者を決定する。ただし、85 点以上の者が複数者いる場合は、複数者を採用する可能性がある。複数者を採用する場合は、提案された各販売ロイヤリティを採用する。

ア 70 点未満の場合には失格とする。また、審査項目において 1 項目でも 0 点がある場合にも失格とする。

イ 審査は、書類審査にて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設け、プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。

- ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案事業者は、契約交渉の相手方に決定する。また、85点以上の者が複数者いる場合は、複数者を契約交渉の相手方に決定する場合がある。
- オ 最高点の者が複数者いてその点数が85点未満の場合は、選定委員会で協議して決定する。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
業務の目的及び内容の理解度		・本業務の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、来場者の快適性及び利便性の向上が期待できるか。	20点
企画・商品		・本業務の目的、主旨をふまえた商品提案となっているか。 ・独自性のある商品構成、デザインとなっているか。	20点
体制	販売体制	・商品の認知を高め、魅力のある情報発信やユーザビリティに優れたECサイトの構築の提案がなされているか。 ・ユーザーからの問合せ等に対応できるバックオフィス体制（含むFAQ）が構築可能か。	20点
	業務管理体制	・本業務を適切に実施するための業務管理体制が整っているか。 ※不測の事態への対応、セキュリティ対策等	20点
実績		・商品販売における十分な経験及びノウハウを備えているか。 ・過去に本業務と同様又はそれに類する商品の販売実績を有しているか。	20点
合 計			100点
※提案された販売ロイヤリティが5%を超える部分については、0.1%につき0.1点を合計点に外枠加点する。			

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 記念チケット発行業務の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp//association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点※応募者が2者であった場合の85点未満の次点者の得点は公表しない。
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

と。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約交渉の相手方に選定された者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式13）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (4) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11）を提出すること。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

9 持続可能性の確保

ア 受託者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

イ 受託者は、本業務の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

ウ 受託者は、協会が受託者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

エ 受託者は、協会が受託者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、受託者が協力の支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

オ 協会が受託者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、受託者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標である。